

# 『歳入確保に係る基本方針（改定）』の総括

令和 2 年（2020 年）9 月

豊中市

## 目 次

はじめに 総括の目的	1
第1章 歳入確保の必要性	2
第1節 財政運営上の課題	2
(1) 少子高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増大	2
(2) 市有施設老朽化による施設更新需要の増大	3
第2節 行財政運営基盤の充実・強化の好循環の構築のために	5
第3節 歳入確保の視点	6
第2章 歳入確保の取組み	7
第1節 基本的な考え方	7
第2節 既存の歳入の確保	8
(1) 課税・賦課の強化、徴収実績の向上	8
(2) 公の施設の使用料及び手数料に係る受益者負担の適正化	11
(3) 市有施設の有効活用	12
第3節 新たな歳入の創出	14
(1) 有料広告・自動販売機・ネーミングライツ・公有財産（動産）の売却等の 市有資産の活用	14
(2) 公有財産（不動産）の貸付等	17
(3) 寄附金収入の拡大	19
第4節 歳入の源泉の涵養	21

(1) “住みたい”“訪れたい”魅力あるまち とよなか	2 1
(2) 働く場をつくるまち とよなか	2 5
(3) 地域でつながり支えあうまち とよなか	2 7
(4) 安心して産み育てられるまち とよなか	2 9
(5) 子どもが育ち・学び 社会で活躍するまち とよなか	3 4
第3章 めざすべき方向	3 7
(1) 人口一人当たり市税収入の増加	3 7
(2) 人口一人当たり自主財源の増加	3 7
(3) 自主財源比率の堅持	3 9
第4章 取組期間及び推進体制	4 1
(1) 取組期間	4 1
(2) 推進体制	4 1
おわりに 総括を踏まえたその後の基本方針の取扱いについて	4 2

## はじめに 総括にあたって

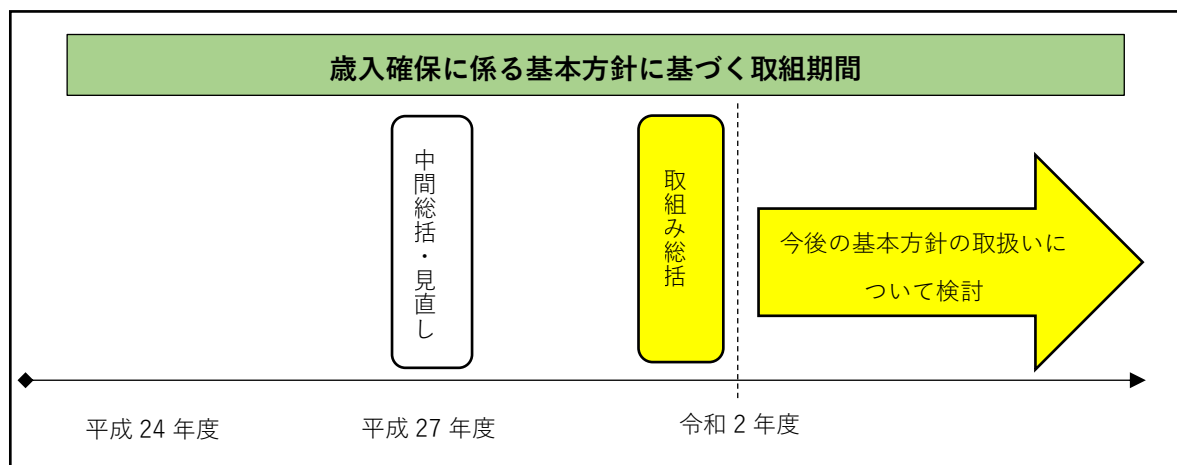
本市では、平成 24 年 7 月に『歳入確保に係る基本方針』、平成 28 年 3 月に中間見直し後の『歳入確保に係る基本方針（改定）』（以下、「基本方針」といいます。）を策定し、この方針に基づいて歳入確保に取り組んできました。

この基本方針は、平成 24 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの 9 年間を取組期間とし、「既存の歳入の確保」「新たな歳入の創出」「歳入の源泉の涵養」の三つの観点から、歳入確保に係る取組みの方向性を明確に示すことにより、平成 25 年度当初予算における経常収支比率 95% 以下の達成とその目標達成後の持続可能な財政構造の構築・維持に資するように定めたものです。

平成 25 年度以降、基本方針に基づく取組みやさまざまな行財政改革に取り組んだ結果、当初予算においては令和 2 年度まで、決算においては平成 30 年度まで経常収支比率 95% 以下を達成してきたことから、策定当時の目的は達成できたものと考えられます。一方、少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増大や市有施設の老朽化及び建替え需要に対応するための費用の増大という中長期的な課題は残されており、引き続き歳入確保に取り組む重要性が増している状況です。

このような経緯の中、取組期間の最終年度である令和 2 年度の段階で取組みを総括し、基本方針の策定当時及び中間見直し当時とは異なるさまざまな状況も勘案しながら、その後の基本方針の取扱いについて検討することとしています。

この総括は、令和元年度までの取組みに基づいて総括を行っています。なお、総括を行っている令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、今後の歳入の大幅な減少が見込まれている一方で、大規模な支援策が必要とされていることから、この感染症影響下にあっても対応可能な歳入確保の取組みがますます重要なものとなっています。



経常収支比率の状況

（単位：％）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
当初予算	94.9	94.7	94.9	94.8	94.8	94.6	94.9	95.0
決算	91.4	93.2	90.8	94.7	93.5	92.4	-	-

※決算は普通会計、当初予算は一般会計ベースで作成

## 第1章 歳入確保の必要性

### 第1節 財政運営上の課題

#### (1) 少子高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増大

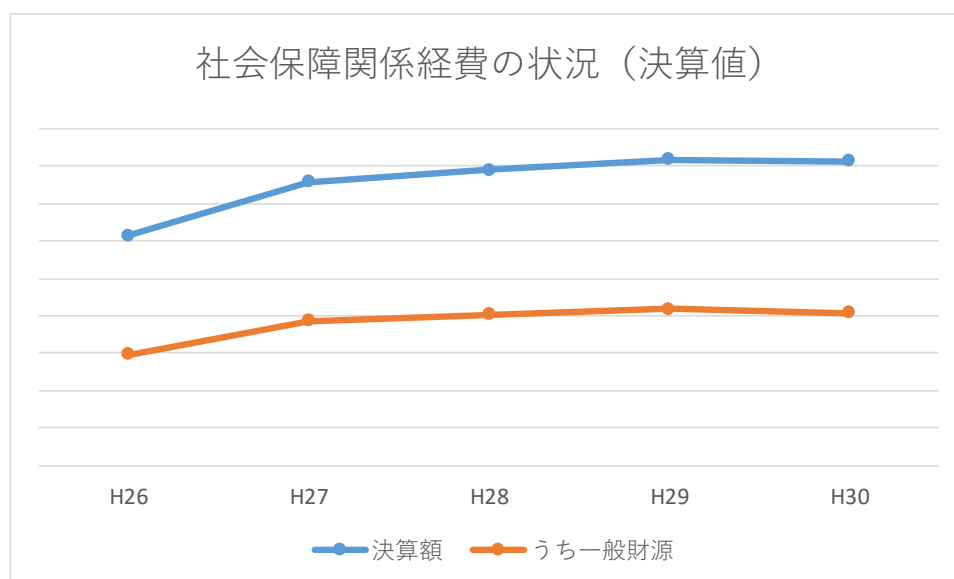
本市の社会保障関係経費は年々増加しています。平成26年度決算額では615億2,600万円（うち一般財源295億5,900万円）であったところ、平成30年度決算額では813億8,200万円と、この5年間で約32%増加しています。平成30年度決算では社会保障関係経費の総額では一般会計の約56%を占めており、財政運営上の大きな課題となっています。

なお、平成30年度決算においては国民健康保険事業の広域化の影響で、国民健康保険事業費繰出金の決算額が大きく減少したことなどから、決算額・うち一般財源額ともに減少していますが、その他の社会保障関係経費などは増加しています。また、平成27年度は国の経済対策に係る臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業があったほか、『社会保障関係経費に係る基本的な考え方』を策定し、社会保障関係経費に含む範囲を整理したため、平成26年度と比べて金額が大きく増加しています。

社会保障関係経費の状況（決算値）

（単位：千円）

	H26	H27	H28	H29	H30
決算額	61,526,424	75,823,954	79,028,288	81,762,808	81,381,574
うち一般財源	29,558,770	38,569,483	40,362,564	41,838,612	40,838,165
決算額増加率	-	23.2%	4.2%	3.5%	△0.5%



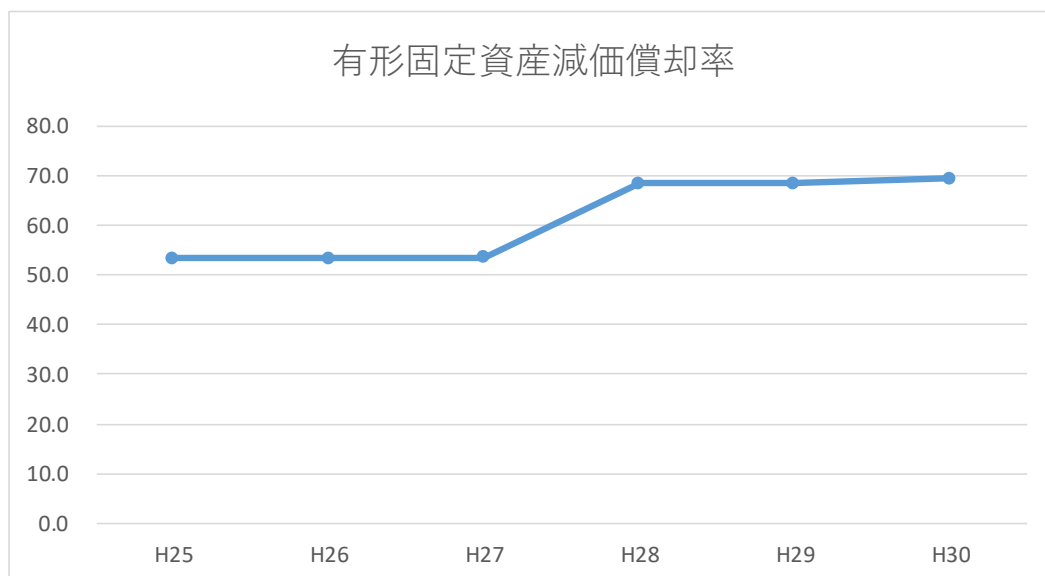
## (2) 市有施設老朽化による施設更新需要の増大

本市の保有する市有施設等は、年々老朽化が進んでいます。施設や設備など有形固定資産のうち償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合により、施設や設備がどれくらい老朽化しているかを表す指標を有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）といい、この比率が高いほど維持補修費が増加し、近い将来に更新のための投資が必要となる可能性が高いといえます。本市では、この比率が年々増加傾向にあり、平成30年度には69.4%となっています。なお、平成29年度のこの比率の中核市平均は60.3%のため、他市と比べても本市の市有施設等の老朽化度合いは高くなっています。

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

（単位：％）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
有形固定資産減価償却率	53.3	53.3	53.5	68.4	68.5	69.4



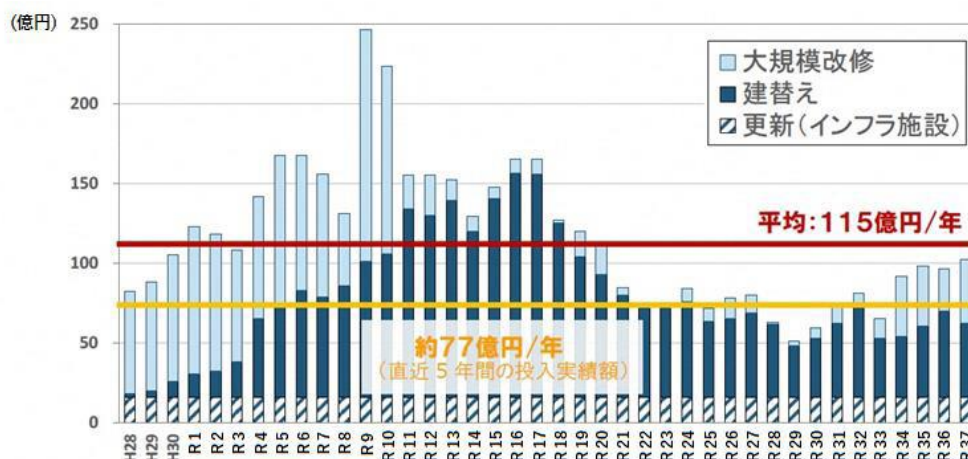
出典)『とよなかのお財布事情』

※平成28年度決算より、国が定めた「統一的な基準」に基づく算定方法に変更しているため、当該数値が大きく変動しています。

また、本市の公共施設等の多くは、建物・インフラともに1960年代以降の高度経済成長の中で整備が進められました。これらの施設の多くは建替え（更新）時期を迎えていて、市民の安全・安心の確保や、安定的な公共サービスの提供を継続するためにも、計画的な建替え（更新）や改修が必要となっています。

既存の公共施設等を建替え（更新）するためには、多大な財政負担が生じます。平成29年3月に策定した『公共施設等総合管理計画』によると、建物施設及び道路・橋りょうについては、既存の規模を維持することを前提とした今後40年間の建替え（更新）が99.5億円/年、大規模改修経費が14.1億円/年との試算結果となっています。また、公園・緑地、水路も含めた将来経費の総額は115.4億円/年とされています。

一方、『公共施設等総合管理計画』策定当時の直近5年間の建替え（更新）・改修に関する投入実績総額は77.0億円/年であるため、毎年約38億円が不足することとなります。さらに、人口減少や少子高齢化が進む中で、今後、現状の投入実績額を予算として確保できない事態も想定されます。



今後40年の公共施設等の建替え（更新）・改修経費  
 出典『公共施設等総合管理計画』（平成29年3月策定）

## 第2節 行財政運営基盤の充実・強化の好循環の構築のために

本市では、平成26年度より翌年度の『行財政運営方針』を定め、翌年度の施策立案、予算及び執行体制の編成を効果的・効率的に行い、持続可能な行財政運営基盤の構築をめざしてきました。

平成27年10月には、今後も増大する社会保障関係経費について、資源配分の最適化、財源の創出および歳出抑制に係る本市の基本的な考え方を明らかにするものとして、『社会保障関係経費にかかる基本的な考え方』を策定し、社会保障関係経費の予算編成における目標額の設定などに取り組みました。

平成28年7月には、未来につなぐ行財政運営の基盤づくりをめざした『中期行財政運営方針』を策定し、平成32年度までの数値目標を定めて持続可能な財政基盤の構築に向けた財政運営を行いました。

さらに、令和元年9月には、これまでの行財政運営の基盤強化の取組みに加え、発信力の向上、未来を見据えた重点投資、事業を成果面から見直すなどの新たな視点を持ち、戦略的に都市経営を進めるための具体的指針として、『経営戦略方針』を策定しました。

この方針の中で、別途定めた『中期財政計画』に基づく財政運営を実施すると同時に、歳入確保の取組みも定めています。未来への投資を行うための財源を確保するためにも、歳入確保に係る基本方針の総括を行い、今後の方針について検討することは重要なこととなっています。



### 第3節 歳入確保の視点

『歳入確保に係る基本方針（改定）』では、市税のほか、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入等といった自主財源を主に検討してきました。

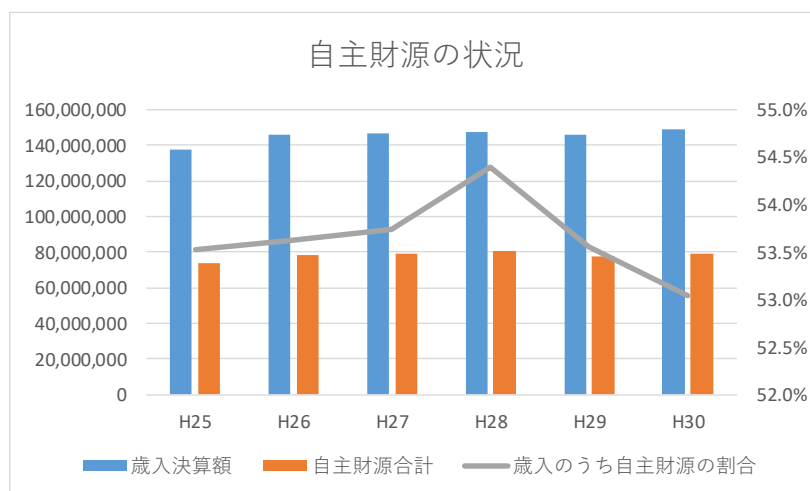
この中で、財産収入は土地売払収入の状況で年度ごとに大幅に増減しています。また繰入金はその年ごとの決算状況により財政調整基金などを取り崩すかどうか決めているため、大きく変動しています。この決算値も踏まえて、この自主財源として繰入金を含めるかどうか、今後検討していきます。

また、歳入総額のうち自主財源（約53%）を除く特定財源は市全体の歳入の約47%を占めており、確実に取得していくことは歳入確保に大きく資することといえます。

自主財源の状況（決算値）

（単位：千円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入決算額	137,276,063	145,768,773	146,571,626	147,507,973	145,523,448	148,678,113
自主財源合計	73,480,525	78,172,363	78,759,267	80,244,579	77,937,005	78,864,113
歳入のうち自主財源の割合	53.5%	53.6%	53.7%	54.4%	53.6%	53.0%
地方税	65,090,732	66,667,598	67,004,888	68,048,631	68,126,796	68,896,184
分担金及び負担金	1,159,623	1,198,616	1,573,392	1,398,661	1,565,259	1,856,960
使用料	2,303,401	2,368,982	2,234,771	2,161,730	2,232,629	2,315,019
手数料	298,993	285,243	286,220	285,249	314,211	307,967
財産収入	1,412,701	1,557,481	142,969	168,381	1,225,033	452,648
寄附金	41,677	58,622	79,273	79,865	165,975	48,640
繰入金	250,336	3,225,024	4,521,298	5,373,298	1,665,995	2,232,355
諸収入	2,923,062	2,810,797	2,916,456	2,728,764	2,641,107	2,754,340



出典) 総務省『地方財政状況調査』

自主財源は、繰越金を除き、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入とした。

## 第2章 歳入確保の取組み

### 第1節 基本的な考え方

歳入確保の取組みを推進するにあたって、以下の基本的な考え方に沿って行いました。

#### 【基本的な考え方】

- 持続可能な財政構造の構築・維持のためには歳入確保における地道な取組みの積み重ねが重要で、継続して実施することはもちろんのこと、これまでの取組みに一工夫を加えて、更なる歳入確保の効果を創出していく視点を取り入れます。
- 取組みにより創出される効果額のみを注視するのではなく、人件費を含めた取組みに要するコストを考慮し、費用対効果のバランスを図ります。
- 「既存の歳入の確保」「新たな歳入の創出」「歳入の源泉の涵養」の三つの観点からの枠組み毎に取組テーマを設定し、取組みを推進します。

次節以降、「既存の歳入の確保」「新たな歳入の創出」「歳入の源泉の涵養」の三つの観点からの取組テーマごとに総括を行います。

## 第2節 既存の歳入の確保

既存の歳入の確保に係る取組テーマ	
(1)	課税・賦課の強化、徴収実績の向上
(2)	公の施設の使用料及び手数料に係る受益者負担の適正化
(3)	市有施設の有効活用

### (1) 『課税・賦課の強化、徴収実績の向上』

基本方針で定めた取組目標	
平成32年度までに	
◆本市の主な債権に係る現年度分収納率	
市税 99.0% (市民税 98.9%、固定資産税 99.1%など) / 国民健康保険料 91.6% / 患者窓口納付金 99.6% / 水道料金 99.8%	
(参考 平成26年度実績値)	
市税 98.6% (市民税 98.4%、固定資産税 98.7%など) / 国民健康保険料 90.8% / 患者窓口納付金 99.2% / 水道料金 99.8%※	
※水道料金の現年度分収納率は、4月以降の残債権を過年度分として収納した後の数値を記載しています。	
◆本市の主な債権に係る滞納繰越額	
市税 2,000,000千円 / 国民健康保険料 1,500,000千円 / 患者窓口納付金 45,000千円 / 水道料金 84,000千円	
(参考 上記取組目標を達成した場合に想定される滞納繰越分収納率)	
市税 30.0% / 国民健康保険料 22.0% / 患者窓口納付金 20.0% / 水道料金 89.2%	
(参考 平成26年度実績値)	
市税 3,436,958千円 / 国民健康保険料 2,310,101千円 / 患者窓口納付金 66,574千円 / 水道料金 86,248千円※	
※水道料金の滞納繰越額は、4月以降の残債権を過年度分として収納した後の額を記載しています。	

## 取組実績等

### ◆本市の主な債権に係る現年度分収納率の推移 (単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※
市税	98.6%	98.6%	98.8%	98.9%	99.1%	99.2%	99.2%
(調定額)	65,141,718	66,829,434	66,976,880	67,955,931	67,986,803	68,781,499	70,833,100
(収入額)	64,245,242	65,898,648	66,147,525	67,211,344	67,361,310	68,249,258	70,275,221
国民健康保険料	90.3%	90.8%	91.4%	91.6%	92.2%	92.7%	92.4%
(調定額)	9,347,267	9,074,593	8,708,254	8,380,886	7,878,085	7,840,606	7,815,635
(収入額)	8,439,810	8,236,331	7,959,441	7,679,187	7,264,336	7,268,813	7,220,284
患者窓口負担金	99.2%	99.2%	99.4%	97.2%	97.5%	98.0%	98.0%
(調定額)	2,428,616	2,496,367	2,294,380	2,345,007	2,412,652	2,487,786	2,494,631
(収入額)	2,409,071	2,476,679	2,279,421	2,280,141	2,352,109	2,436,855	2,438,966
水道料金	90.5%	90.1%	90.3%	90.7%	90.5%	89.6%	89.5%
(調定額)	7,434,742	7,528,568	7,442,527	7,407,308	7,393,049	7,341,695	7,358,897
(収入額)	6,731,611	6,779,484	6,721,841	6,721,110	6,689,326	6,578,296	6,583,106

※令和元年度は見込。

### ◆本市の主な債権に係る滞納繰越額の推移 (単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※
市税	3,936,566	3,436,958	2,964,944	2,572,054	2,232,342	1,888,965	1,749,748
国民健康保険料	2,475,758	2,310,101	2,144,322	2,018,762	1,843,020	1,711,833	1,632,618
患者窓口負担金	71,186	66,574	53,115	91,662	102,088	83,797	74,764
水道料金※	85,943	86,248	69,343	76,860	57,008	53,055	56,507

※令和元年度は見込。

※水道料金の現年度収納率については、3月31日現在の決算値で記載しています。

4月以降は残債権を過年度分として収納し、最終的に約99%の収納率となります。

課税・賦課の強化、徴収実績の向上について、これまで『歳入確保に係る基本方針（改定）』に基づき、取組みを続けました。

本市の主な債権に係る現年度分収納率の推移について、まず市税については、納付推進センターを活用し、滞納初期段階において納付勧奨を実施していること、また大阪府域地方税徴収機構

へ職員を派遣し、徴収技術の向上や参加団体との連携を行っていることなどから、着実に改善し、平成 30 年度時点で目標値の 99.0%を上回る 99.2%となりました。国民健康保険料についても同様に収納率は上昇しており、平成 30 年度時点で目標値の 91.6%を上回る 92.7%となりました。

また、市立豊中病院の患者窓口負担金については、平成 28 年度決算から企業会計の考え方にに基づき、3月に発生し4月に収納したものについては、過年度未収金として計上することとしたため収納率が低下していますが、平成 27 年度以前と合わせた場合、例えば平成 30 年度の収納率は 99.8%となり、収納率は上昇しています。水道料金については、3月末の収納率は 90%以下となっていますが、これは3月調定の大部分を4月に請求するためであり、4月以降は残債権を過年度分として収納し、最終的には約 99%の収納率となり、一定の水準で推移しています。

収納方法の拡大については、社会全体の流れも意識し、市民課窓口と税部門において令和元年度から電子マネー及びクレジットカードなどによるキャッシュレス決済を導入しました。今後、利用可能な窓口等と対象費目を増やしていきます。また、昨今は金融業界全体で支店の統廃合を加速させているほか、各種の手数料の見直しを進めています。今後は、徴収率向上に資する収納方法の拡大に際してはコストを意識することも必要であると考えます。

次に、各債権の滞納繰越額について、市税については税収を確保するとともに、負担の公平を確保する観点から厳正、適正な滞納整理業務を行った結果、滞納繰越額は着実に減少してきており、国民健康保険料についても同様です。市立豊中病院の患者窓口負担金についても同様に、企業会計の考え方が変わったことに伴い増加しているように見えていますが、平成 27 年度以前と合わせた場合残高が減少しています。

水道料金については、平成 27 年度より破産債権を不納欠損の対象に含めることとしたため、大幅に減少しました。それ以降は一定の水準で推移してきています。

平成 28 年度には、債権管理課に税債権以外の市の債権を一元的に管理する機能を付加しました。重複事案については、債権者別の管理を行うことで、効率的に取組みを進めています。

なお、会計制度の変更などのため、一部の数値について取組実績が分かりにくくなっていることから、今後はより適切な指標及び目標について検討する必要があります。

## (2) 公の施設の使用料及び手数料に係る受益者負担の適正化

基本方針で定めた取組目標
平成 32 年度までに
◆使用料等
・ 受益者負担の適正化を図り、必要に応じて使用料等を改定 (参考 次回見直し時期)
・ 手数料 ; 平成 28 年度
・ 公の施設の使用料 ; 平成 29 年度

取組実績等
◆公の施設の使用料
・ 平成 29 年度に『公の施設の使用料に関する指針』を改定
・ 平成 30 年度に使用料の見直しを実施
◆手数料
・ 平成 28 年度に手数料の見直しを実施

自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、料金設定の算出根拠となった必要経費や利用者数などにも当然変化が生じることから、公の施設の使用料及び手数料について原則として4年ごとに見直しを検討することとしてきました。

公の施設の使用料については、平成 29 年度に『公の施設の使用料に関する指針』を改定、平成 30 年度に改定後の指針の考え方に基づき、伝統芸能館、人権平和センター、野畑庭球場の使用料の見直しを行いました。

手数料については、平成 28 年度に、決算平均における受益者負担割合が 50%未満、または 150%以上の手数料について見直し対象として検討し、し尿処理手数料と建築確認における検査済証等の交付証明手数料の改定を行いました。

### (3) 市有施設の有効活用

基本方針で定めた取組目標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">平成 32 年度までに</div> <p>◆市有施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『公共施設等総合管理計画（実施計画）』の策定及びそれを踏まえた効果的な施設配置（戦略的配置）の推進</li> </ul>

取組実績等
<p>◆市有施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『公共施設等総合管理計画』策定（平成 29 年 3 月）</li> <li>・『豊中市公共施設公民連携手法の選定に関する基本指針』策定（平成 29 年 3 月）</li> <li>・『豊中市南部地域活性化構想』策定（平成 30 年 1 月）</li> <li>・『豊中市学校跡地の利活用方針』策定（平成 30 年 8 月）</li> <li>・『「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画』（平成 30 年 9 月策定）</li> <li>・『公立こども園再整備計画（前期）』（令和 2 年 1 月策定）</li> </ul>

本市では、「豊中市市有施設有効活用計画」（平成 23 年 7 月策定）及び「公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定）に基づき、市有施設の有効活用に取り組んできました。「公共施設等総合管理計画」では、将来に渡る維持経費を踏まえた持続可能な公共サービスの提供をめざし、公共施設の総延床面積を「令和 22 年度に平成 26 年度比 80%内」とする目標を掲げ、同計画に基づき毎年「施設再編方針」を策定。必要に応じて民間のノウハウを活用することなどにより経費を抑制しつつ、施設の複合化・多機能化、戦略的配置を進めています。この間の主な取組実績は別記のとおりです。

「市有施設の有効活用」の取組実績（完了したもののみ）

No	完了年度	西暦	対象施設	再編手法	内容
1	H30	2018	緑地公園駅西自動車駐車場	民営化（貸付）	市有施設としての自動車駐車場を廃止し、民間事業者が事業を承継。
2	H30	2018	服部学校給食センター	集約・売却	走井学校給食センターに機能集約し、跡地を売却。
3	R1	2019	豊中駅西自動車駐車場	民営化（貸付）	市有施設としての自動車駐車場を廃止し、民間事業者が事業を承継。
4	R1	2019	障害福祉センターひまわり・医療型児童発達支援センターしいの実学園、福祉型児童発達支援センターあゆみ学園	集約・改修	しいの実学園とあゆみ学園を再編し、新たに児童発達支援センターとしてひまわりと複合施設化。旧あゆみ学園は、児童福祉関連複合施設として活用。
5	R1	2019	旧環境部北部事業所	集約・売却	民間活力を導入したうえで機能集約し、跡地を売却。
6	R1	2019	旧環境部南部事業所	集約・売却	民間活力を導入したうえで機能集約し、跡地を売却。
7	R2	2020	介護老人保健施設かがやき	民営化（貸付）	指定管理者制度による運営管理及び市有施設としての介護老人保健施設を廃止し、民間事業者が事業を承継。

市有施設の有効活用を進めるため、国において平成 29 年度に「公共施設等適正管理推進事業債」が創設されました。この起債を活用すると、元利償還金の 50%（集約化・複合化事業の場合）が後年度基準財政需要額に算入されることとなります。この起債を活用するためには、公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画に位置付けて事業を実施することが必要となりますが、活用できれば今後必要とされる建替え（更新）・改修経費の一部を補完することができます。本市では、平成 29 年 8 月に『庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画』を策定し、（仮称）庄内さくら学園や（仮称）南校の建設を進める予定としています。令和元年度は（仮称）庄内さくら学園を建設するための準備行為として野田小学校・第十中学校の改修を実施しましたが、この工事において公共施設等適正管理推進事業債を活用して歳入確保に取り組みました。今後、既設校舎の解体や（仮称）庄内さくら学園の本体工事にもこの起債を活用することで、積極的に歳入確保に取り組む必要があります。

さらに、『「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画』（平成 30 年 9 月策定）及び『公立こども園再整備計画（前期）』（令和 2 年 1 月策定）に基づき、今度公立こども園の集約及び再整備が始まります。この施設の整備には多額の財源が必要になることから、この起債を活用するほか、公民連携も含めた多様な手法の検討・利用に取り組む必要があります。

なお、総括時点ではこの起債は令和 3 年度までとされていることから、令和 3 年度までに着手する（仮称）庄内さくら学園の本体工事や原田こども園、てらうちこども園の改修工事には確実に活用すると同時に、制度の延長について様々な機会を活用して国に要望していく必要があります。



### 第3節 新たな歳入の創出

新たな歳入の創出に係る取組テーマ	
(1)	有料広告・自動販売機・ネーミングライツ・公有財産（動産）の売却等の市有資産の活用
(2)	公有財産（不動産）の貸付等
(3)	寄附金収入の拡大

#### (1) 有料広告・自動販売機・ネーミングライツ・公有財産（動産）の売却等

#### の市有資産の活用

基本方針で定めた取組目標	
平成32年度までに	
◆有料広告料	
・新たな媒体による有料広告料の計上	
◆現物提供を受け歳出の抑制を図る取組み	
・広く一般化できる事業スキームの確立及び取りまとめ部署の選定	
・新たな媒体による現物提供を受け歳出の抑制を図る取組みの実践	
◆自動販売機設置使用料・ネーミングライツ料	
・平成26年度の実績を上回る使用料を計上	
(参考 平成26年度実績)	
自動販売機設置使用料 5,892千円／ネーミングライツ料 1,458千円	
◆公有財産（動産）の売却	
・公有財産（動産）の売却にあたって車両以外の売却可能な物も対象にネットオークションを活用	

**取組実績等**

◆**有料広告料**

・ 車両広告の実施（平成 30 年度決算額 80,750 円、令和元年度決算額 108,000 円）

・ 広告料収入の推移 （単位：千円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※
広告料	13,211	11,618	12,539	11,029	12,566	11,421	7,915

※令和元年度は見込

◆**現物提供を受け歳出の抑制を図る取組み**

・ 封筒において実施

平成 26 年度 234,000 枚      平成 27 年度 228,000 枚      平成 28 年度 234,000 枚  
 平成 29 年度 234,000 枚      平成 30 年度 237,000 枚      令和元年度 231,000 枚

◆**自動販売機設置使用料・ネーミングライセンス料** （単位：千円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※
自販機	5,011	5,892	9,942	21,835	21,427	25,793	23,593
ネーミングライセンス	0	1,458	4,830	5,330	4,580	4,480	4,532

※令和元年度は見込

◆**公有財産（動産）の売却**

・ 物品売払収入の推移 （単位：千円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※
収入	15,811	15,294	16,467	28,115	61,970	39,620	39,258
うち車両	2,569	304	6,062	6,401	25,139	846	390
うち鉄等	194	488	647	384	216	375	615
その他	13,048	14,502	9,758	21,330	36,615	38,399	38,253

※令和元年度は見込

本市における有料広告料は、広報誌への広告掲載が大部分を占めています。新たな媒体として公用車を利用した広告掲示や、職員用 PC へのポップアップ広告などを実施しましたが、調整に時間を要した割には需要も収入額も少ないことなどから大規模に展開するに至らず、広告料収入全体としてはほぼ横ばいで推移しています。

現物提供を受け歳出の抑制を図る取組みについては、主に市民課で使用する封筒において実施し、購入した場合と比較すると年間約200万円の歳出抑制に繋がっています。

自動販売機の設置については、平成27年度に第二庁舎に増台、平成28年度に公園やスポーツ施設に新設、平成30年度に文化芸術センターに新設するなど、設置箇所が年々増加し、大きな収入額となっています。

ネーミングライツの販売については、本市初の実施として平成26年度にふれあい緑地周辺スポーツ施設を対象として実施、その後、平成27年度には豊中駅前人工広場、千里体育館、市民ギャラリーを追加、平成28年度には環境交流センターを追加と対象を拡大して実施しました。しかし、その他の施設については公募するも応募はなく、その後は募集を休止しています。今後の方向性については、ネーミングライツの対象となる市有施設として適切なものがあるかどうかを判断しつつ、検討していく必要があります。

公有財産の売却については、車両の売却は対象物件の有無により年度ごとにばらつきがありますが、平成28年度に廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正により再生資源の持ち去りが禁止されたことなどから再生古紙布の売払収入が大きく増加しました。

以上のように『有料広告・自動販売機・ネーミングライツ・公有財産（動産）の売却等の市有資産の活用』については、取組みの成果として収入額が大きく伸びたもの、一定成果はあったがこれ以上の収入増は見込めないもの、費用対効果が低く継続実施の難しいものに大別されます。この結果を踏まえた上で、成果のあったものについては継続実施すると同時に、より効果の高い施策に重点的に取り組むことや新たな収入源を創出することが必要です。

## (2) 公有財産（不動産）の貸付等

基本方針で定めた取組目標	
平成 32 年度までに	<p>◆公有財産（不動産）の貸付等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度の実績を上回る行政財産の目的外使用料及び財産貸付収入を計上 (参考 平成 26 年度実績値)</li> </ul> <p>行政財産の目的外使用料 24, 547 千円（自動販売機設置使用料除く）</p> <p>／財産貸付収入 78, 158 千円</p>

取組実績等							
◆公有財産（不動産）の貸付等							
・行政財産の目的外使用料及び財産貸付収入の推移							(単位：千円)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※
目的外	14, 344	24, 547	21, 130	28, 873	25, 915	91, 747	95, 993
貸付	95, 610	78, 158	70, 539	82, 112	91, 279	95, 036	97, 308
※令和元年度は見込							

財産貸付収入の推移についてはおおむね横ばいであるものの、行政財産の使用許可に係る使用料は平成 30 年度に大幅に増加しています。これは、平成 30 年度より、自動車駐車場事業特別会計で管理していた市営緑地公園駅西自動車駐車場、公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「整備センター」という。）から返還された駐車場及び駐輪場の運営について、平成 30 年度から民間活力を導入したこと、また整備センターに自転車駐車場用地として無償で市有地・道路用地を提供していたが、平成 30 年度より行政財産土地等使用料及び道路占用料（半額減免）を徴収するよう運用を改めたことが主な理由です。自動車駐車場事業特別会計より引き継がれているため、全額が純粋に増加しているわけではありませんが、一般財源ベースで比べて約 35,000 千円程度の歳入の増加が見込まれました。また、服部天神駅周辺再開発の事業用地として保有している旧服部南自動車駐車場の跡地を一時的に貸し付け、平成 28 年から毎年約 8,000 千円の歳入を確保するなど、事業スケジュールを考慮したきめ細やかな活用にも取り組んでいます。さらに、市民課窓口での大型モニター（まちかねビジョン）を使用した広告表示を実施しました。これらの案件を好事例として、今後とも市有財産の有効活用の観点から、可能な財産については民間の

ノウハウを活用しながら使用許可や貸付を積極的に活用する等、歳入の確保を図っていきます。

また、公有財産（不動産）の使用料や貸付料などに関するルール化について、行政財産使用許可に係る使用料については『行政財産の使用許可に係る基準（平成31年3月改正）』において一定のルール化が図られていますが、普通財産の貸付については特段のルール化は行われていない状況です。政策目的などに伴う減免などが行われている事例もあり、早急な統一化を図ることは困難ですが、同一目的で貸付等を行っている土地や建物については同じ基準で貸付料の算定を行うなど、契約更新のタイミングで対応を検討していく必要があります。

### (3) 寄附金収入の拡大

基本方針で定めた取組目標	
平成 32 年度までに	
◆ふるさと納税（寄附金収入）	
・ 寄附件数 400 件／寄附金額 45,000 千円	
（参考 平成 26 年度実績値）	
寄附件数 280 件／寄附金額 26,703 千円	

取組実績等							
◆ふるさと納税（寄附金収入）							
・ 寄附件数及び寄附金額の推移 <span style="float: right;">（単位：件数、千円）</span>							
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※
寄附件数	209	280	325	272	370	404	1,344
寄附金額	33,613	26,703	61,052	40,949	39,371	32,769	148,144
※令和元年度は見込							
・（参考）本市における個人市民税寄附金税額控除額の推移							
（都道府県・市町村・特別区に対する寄附金分） <span style="float: right;">（単位：件数、千円）</span>							
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人数	571	772	2,436	7,353	12,406	16,701	22,000
寄附金額	116,208	93,367	227,154	976,263	1,691,633	2,252,722	2,920,287
控除額	23,377	26,601	76,976	408,984	709,968	965,418	1,263,062

寄附金収入については、高額寄附の有無により年度ごとにばらつきはありますが、平成 30 年度まではおおむね 3,000 万円から 4,000 万円で推移しました。大きな転機となったのが令和元年 10 月からのふるさと納税返礼品の拡充で、広く事業者を公募して 100 品目を超える返礼品を設定したことから、全国から多くの寄附が寄せられ、件数・金額とも大きく増加しました。

また、令和元年7月には本市で初めてクラウドファンディングによる寄附受付（野良猫の避妊・去勢手術助成金）を実施し、目標額100万円を超える寄附が集まりました。令和2年度以降もクラウドファンディングによる寄附受付を複数実施し、地域課題解決のための財源を確保していきます。

ふるさと納税に係る制度については、この間国において様々な改正や通知がなされ、未だ安定した制度とは言い難く、今後の見通しは不透明な部分があります。制度の範囲内で可能な限り取組みを拡充して豊中をふるさとと思い愛着をもって寄付をしていただけるよう魅力発信するとともに、寄付者の利便性が、制度の範囲内で可能な限り取組みを拡充して寄附額の増加を図るとともに、寄附者の利便性の向上や周知・PR活動などを通して「寄附文化の醸成」をめざします。

一方、本市における個人市民税寄附金税額控除額についても年々増加しており、令和元年度課税においては12億6,300万円の控除額となっています。この動きについても注視する必要があります。

## 第4節 歳入の源泉の涵養

歳入の源泉の涵養に係る取組テーマ	
(1)	“住みたい”“訪れたい”魅力あふれるまち とよなか
(2)	働く場をつくるまち とよなか
(3)	地域でつながり支え合うまち とよなか
(4)	安心して産み育てられるまち とよなか
(5)	子どもが育ち・学び、社会で活躍するまち とよなか

### (1) “住みたい”“訪れたい”魅力あるまち とよなか

この取組テーマに係る進捗状況は以下のとおりです。

#### ア. まちの拠点整備

##### ①千里中央地区プロジェクト

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
千里中央地区 再整備	平成 25 年度に策定した千里中央地区活性化ビジョンの実現に向け、平成 28 年度に設置した協議会を継続し、千里中央地区活性化基本計画に基づき、官民共同のもと、再整備を含めた千里中央地区の活性化に向けた協議、調整を行います。 また、協議会の中に設置したエリアマネジメント部会の中で、民間事業者によるエリアマネジメントの一環となる、地区の活性化に資する活動の支援を行います。	実施	→	→	→	→	都市計画推進部・都市整備課
千里中央地区 再整備【2020 年度新規事業】	東町中央ゾーンの再整備のため、事業参加者で土地区画整理事業に向けた検討を行います。また、改廃を含む道路の再編及び市有資産の有効活用を検討します。			実施	→	→	都市計画推進部・都市整備課
千里ニュータウンまちづくりの推進	千里ニュータウンに関心を持つ各種団体や、吹田市・豊中市千里ニュータウン連絡会議における情報交換や連携を行うとともに、千里市民フォーラム等、市民によるまちづくりの取組を支援します。地区計画	実施	→	→	→	→	都市計画推進部・千里ニュータウン再生推進課



細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
	等の策定に向けた誘導を行うことにより、地元自治会等の取組みを促し、職員による対応のほか、アドバイザーの派遣等によって支援します。						

## ②中心市街地地区プロジェクト

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
都市・地域拠点の活性化の推進	各駅周辺地区の特性を活かした魅力ある都市拠点の形成を図るため、豊中駅周辺再整備構想の検討を進めます。岡町地区については、引き続き基本方針に基づく協議会等の取組みに応じて支援を行います。	実施	→	→	→	→	都市計画推進部・都市整備課
服部天神駅周辺地区整備（都市再開発事業費）	服部天神駅周辺地区において課題となっている、歩行者の安全確保と駅と他の交通を結ぶ機能の充実を図るため、近隣住民、関係権利者及び関係機関等と協議・調整を行いながら、駅前広場整備に向け事業化を進めます。	実施	実施・完了	設計	用地買収	用地買収	都市計画推進部・都市整備課
高校野球発祥の地記念公園管理運営事業	「高校野球発祥の地記念公園」のPR等を行います。	実施	→	→	→	→	環境部・公園みどり推進課

## ③南部地域プロジェクト

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
南部地域活性化構想の推進	南部地域活性化構想を推進するとともに、学校や学校跡などを中心としてゾーンごとのまちづくりのコンセプトに沿った跡地活用を進めます。	実施	→	→	→	→	都市経営部・創造改革課

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
(仮称) 南部コラボセンター基本構想の推進	(仮称) 南部コラボセンターの運営体制や機能などの具体化をさらに進めるとともに、実施設計を行い、センター整備に向けての地域の公共的施設（学校、福祉施設等）・地域諸団体・事業者とのネットワークの構築、協働による事業展開などの取組みを進めます。	実施	→	→	→	→	市民協働部・コミュニティ政策課、南部地域連携センター
(仮称) 南部コラボセンター整備事業	(仮称) 南部コラボセンター基本構想の実現に向け、拠点施設として整備する(仮称)南部コラボセンターの着工を行います。	設計	→	工事	→	工事・完了	市民協働部・コミュニティ政策課
大阪音楽大学周辺整備事業	主要アクセス路等の景観整備を行います。庄内駅から大阪音楽大学までの主要アクセス路について、大阪音楽大学及び地域の特色に配慮した景観整備を図ります。	実施	→	→	→	→	都市基盤部・基盤整備課
庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業	庄内・豊南町地区で不足している道路・緑道等の公共施設の整備や木造住宅等の除却に関する補助等を行います。 大島町地区主要生活道路について、地区の防災性向上と住環境改善を図るため、重点的に整備を進めていきます。	実施	→	→	→	→	都市計画推進部・都市整備課
穂積菰江線整備事業	府道西宮豊中線から都市計画道路神崎刀根山線までの区間で新設及び拡幅による街路整備を行い、都市機能の向上を図ります。令和3年度(2021年度)の事業完了を目標としています。 起終点：府道西宮豊中線から都市計画道路神崎刀根山線 延長：2,036m 標準幅員：16m(車道7m+歩道4.5m×2)	実施	→	→	実施・完了		都市基盤部・基盤整備課

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
曾根島江線整備事業	都市計画道路曾根島江線の島江町交差点について都市計画変更を行い拡幅整備を進めます。延長：230m 幅員：8～17m (都市計画変更：幅員 8m⇒8～17m) 三国塚口線以北車道 12m (3m×3+自転車通行空間 1.5m×2) 歩道 2.5m×2 計 17m 延長：140m三国塚口線以南車道 8.5m (3m+4.5m+0.5m×2) 歩道 2.5m×2 計 13.5m延長：90m	実施	→	→	→	→	都市基盤部・基盤整備課

## イ. 都市の魅力をつなぐ・活かす

### ①良好な住環境を次世代につなぐ

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
住宅施策企画調整事務	住宅関連施策・事業について、計画的な事業の推進を図ります。	実施	→	→	→	→	都市計画推進部・住宅課
空き家対策事業	総合的な空き家対策方針に基づき、住宅・空き家の適切な管理や流通促進、管理不全空き家の改善・解消に向け、市民・事業者・市民公益活動団体と協力連携し取組みを進めます。	実施	→	→	→	→	都市計画推進部・住宅課

### ②大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
大阪国際空港 周辺地区整備 事業	都市計画緑地における緩衝緑地整備事業や「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」を見直し、「大阪国際空港周辺地域整備構想」の素案を策定します。	検討	→	→	→	→	都市活力部・ 空港課
空港を活かした まちづくり 推進事業	大阪国際空港の就航先都市との交流事業による連携強化や空港でのイベントへの参画など、空港周辺地域の活性化の取組みを関係機関等と連携し進めます。 移転補償跡地の活用について関係機関と協議を進めるとともに、地域再生計画の目標達成度を評価します。	実施	→	→	→	→	都市活力部・ 空港課

### ③“音楽あふれるまち豊中”の推進

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
音楽あふれる まち推進事業	「とよなか音楽月間」に大阪音楽大学、日本センチュリー交響楽団等とともに連携事業を集中的に実施・発信するなど「音楽あふれるまち豊中」を推進します。	実施	→	→	→	→	都市活力部・ 文化芸術課

## (2) 働く場をつくるまち とよなか

この取り組みテーマに係る進捗状況は以下のとおりです。

ア. 産業振興と働く場づくり

### ①空港周辺地区への企業立地の促進

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
企業立地促進事業	<p>企業立地促進計画に基づき、準工業地域・工業地域における住工混在を防止し、事業用地として適切な土地利用の誘導を図ります。令和2年度は、産業誘導区域内への※重点エリアの指定に向け、関係者（地権者や土地建物の所有者）にヒアリングを行います。</p> <p>※重点エリア：産業誘導区域の中でも、操業環境の維持・形成を最優先し、土地利用規制の導入や立地支援施策の拡充により、事業所の集積を誘導し、産業振興を図る区域</p>	実施	→	→	→	→	都市活力部・産業振興課

## ②地域産業の活性化

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
中小企業チャレンジ事業補助関係	<p>新商品や新技術開発、新規店舗展開、新たな販路開拓事業などの新規事業（ビジネス）に取り組む市内中小企業者等に対して、審査により補助対象事業を決定し、補助金を交付します。</p>	実施	→	→	→	→	都市活力部・産業振興課
中小企業チャレンジ支援事業	<p>事業所訪問等を通じて、経営課題を把握するとともに、関係機関との連携による課題解決のセミナーの開催や事業者間の交流・連携の場を提供します。</p> <p>平成29年度に改定した中小企業チャレンジ促進プランにもとづき、産業支援機関と事業所や、事業所間の連携コーディネートなどの事業を進めていきます。</p>	実施	→	→	→	→	都市活力部・産業振興課

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
とよなか産業 フェア	市内事業者等による製品の展示・仕事体験・商品の販売等を通じて、豊中の産業と事業者を広く市民に知ってもらう取組みを実施します。	実施	→	→	→	→	都市活力部・ 産業振興課

### ③起業とその後の事業継続の促進

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
とよなか起 業・チャレ ンジセン ター	会員起業家を支援するとともに、地域の中小企業者等を支援する拠点である、とよなか起業・チャレンジセンターを運営し、創業支援、セミナー開催、相談対応等を実施します。	実施	→	→	→	→	都市活力部・ 産業振興課

## (3) 地域でつながり支えあうまち とよなか

この取組みテーマに係る進捗状況は以下のとおりです。

### ア. 安心して暮らせるまちづくり

#### ①地域コミュニティ活性化推進事業

細事業名 称	内容	スケジュール					担当部・ 課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
自主防災体制 推進事業 【2020年度拡 充事業】	自主防災組織の結成や、小学校区単位での自主防災活動を推進するとともに、セミナー・出前講座などの啓発事業を実施します。 防災アドバイザー派遣制度を引き続き実施し、気象や災害対策に関して専門的な知識・スキルを有する人材や、被災地支援の経験を有する人材等を、自主防災組織等の求めに応じて地域に派遣します。	実施	→	→	→	→	危機管理課

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
	<p>&lt;2020年度&gt;</p> <p>校区単位自主防災組織の組織率の向上に向け、関係部局との連携を図り、未結成校区への働きかけを強化します。</p> <p>地域防災力の向上を目指し、防災出前講座や防災アドバイザー派遣の実施により、校区単位の防災マップ作成等を促します。</p>						
地域自治システムの運用	<p>市の認定を受けた地域自治組織の組織運営や活動に対し、助言・指導、専門家の派遣、情報提供、助成等の支援を行います。</p> <p>また、地域の重要な課題について、地域自治組織と市が協議する場を設けます。</p>	実施	→	→	→	→	市民協働部・コミュニティ政策課
住居地区バリアフリー整備事業	<p>生活道路等のバリアフリー整備を計画的かつ効果的に実施するため、地区単位で市民意見を反映しながら計画を策定して設計と工事を順次進めます。中学校校区程度の単位で地区を設定し令和2年度（2020年度）までに全ての地区の事業を完了する予定です。</p>	実施	→	実施・完了			都市基盤部・基盤整備課
交通安全啓発事業	<p>警察や関係団体と連携し、こども園・小学校等の学校や、高齢者及び地域を対象とした交通安全教育を実施します。春秋の交通安全運動や要望の多い場所を中心に交通安全啓発を実施します。</p> <p>また、通学路の安全対策としては「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・PTA・関係機関と連携しながら対策を行います。</p>	実施	→	→	→	→	都市基盤部・交通政策課

②いつまでもいきいきと暮らせる仕組みづくり

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
総合事業評価事業	地域包括ケアシステムの実現に向けて介護予防日常生活圏域ニーズ調査と医療・介護情報等を活用した地域分析を行います。		実施	→	→	→	福祉部・長寿社会政策課

#### (4) 安心して産み育てられるまち とよなか

この取組みテーマに係る進捗状況は以下のとおりです。

ア. 安心して子どもを産み・育てる環境づくり

①安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
妊産婦健康診査	妊産婦の健康管理と健康診査を勧奨するため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券・産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診(妊婦健診・産婦健診) 受診料の一部を助成します。また、かかりつけ医等との連携強化を図り、産後初期段階における母子の支援を行います。	実施	→	→	→	→	健康医療部・母子保健課
相談(母子保健)	「育児相談」「ぶれまま&育児ママ相談室」等で妊産婦や乳幼児の保護者等の相談に保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が応じます。また、育児支援を特に要する母子を対象に産後ケア事業(宿泊型等)を実施します。さらに、身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児、養育医療申請者を含む未熟児等とその家族の相談に保健師が応じます。	実施	→	→	→	→	健康医療部・母子保健課
訪問指導事業(母子保健)	支援が必要な妊産婦、乳幼児、未熟児や身体障害児、小児慢性特定疾病、高度医療児等に対し、保健師や心理士等が家庭訪問を	実施	→	→	→	→	健康医療部・母子保健課



細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
	行い、個々の状況に応じた適切な保健指導や援助、受診勧奨等を行います。また、関係機関（医療機関・福祉機関・教育機関・地域等）と連絡調整などを行います。						
子ども医療費助成事業	0歳から高校3年生まで（18歳年齢到達後の最初の3月31日まで）の子どもを対象に各種医療保険の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成します。	実施	→	→	→	→	こども未来部・子育て給付課

## ②地域全体で子育て家庭を支える環境づくり

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
地域子育て・子育て支援ネットワーク事業	子育て関係機関や団体との連携を図り、身近で日常的なかかわりの中で、子育て支援を行います。小学校区ごとに開催の、地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会を統括し、地域福祉ネットワーク会議子ども部会を運営します。	実施	→	→	→	→	こども未来部・こども相談課
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	○こども審議会、こども施策推進本部会議等の運営を行い、第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画に基づき、施策を総合的に実施します。 ○豊中市子ども健やか育み条例の周知・啓発、結婚から育児までの切れ目のない支援、子どもの未来応援施策の推進などを行います。	実施	→	→	→	→	こども未来部・こども政策課
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点施設として市内16か所において、子育て相談、情報提供、講座の開催、サークルの育成、遊びや交流の場の提供を行います。 地域福祉ネットワーク会議子ども部会における校区連絡会を運営、子育て関係機関・	実施	→	→	→	→	こども未来部・こども事業課

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
	団体と連携のもと地域の子育てネットワークづくりに取り組みます。						

### ③社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども（家庭）への支援

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
支援学級管理 運営事業	○支援学級の設置及び指導・相談を行います。 ○障害児教育関連会議等を実施します。 ○他部局との連携による生涯を通じた支援の在り方を検討します。	実施	→	→	→	→	教育委員会・ 児童生徒課
支援職員配置 事業	日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のいる学校へ、必要なときに看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。	実施	→	→	→	→	教育委員会・ 児童生徒課
日本語指導・ 通訳派遣事業	帰国・渡日の児童生徒が円滑に日本での学校生活を送るため、学校等に対して通訳者派遣を行うとともに、初期支援としてプレクラスを実施します。また、帰国・渡日の児童生徒の日本語能力を測定し、より充実した日本語指導ができるよう、支援します。	実施	→	→	→	→	教育委員会・ 学校教育課
在日外国人教育 推進事業	「ことばとあそびのつどい」やハギハッキョ(夏季学校)などの継続的な取り組みを行い、多文化共生の視点を入れた在日外国人教育を推進します。	実施	→	→	→	→	教育委員会・ 学校教育課

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援を行います。 児童虐待の予防と早期発見、早期援助開始のため、子どもにかかわる機関や団体を構成員とする豊中市子どもを守る地域ネットワークの連携を強化し、子どもの権利の擁護及び子どもと家庭の福祉の向上を図ります。	実施	→	→	→	→	こども未来部・こども相談課
児童虐待防止事業	豊中市子どもを守る地域ネットワークに参加し、関係機関と情報共有を図り連携します。	実施	→	→	→	→	教育委員会・児童生徒課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭において、疾病や残業、出張等のため、一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員の派遣とファミリーサポートセンター利用料の補助を行います。	実施	→	→	→	→	こども未来部・子育て給付課
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭支援のための就労支援や相談業務を実施します。	実施	→	→	→	→	こども未来部・子育て給付課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭を対象に、各所医療保険の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成します。(所得制限有)	実施	→	→	→	→	こども未来部・子育て給付課

## イ.ワークライフバランスの実現

### ①子育てと仕事の両立のための環境づくり

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
私立認定こども園等整備事業（私立認定こども園等整備費本年度支出額）	平成30年4月に待機児童ゼロを達成後の施策展開として、私立幼稚園の認定こども園化等による待機児童ゼロの維持の取組みを進めます。	実施	→	→	→	実施・完了	こども未来部・こども政策課
放課後こどもクラブ施設管理	放課後こどもクラブを維持管理します。	実施	→	→	→	→	教育委員会・学び育ち支援課
放課後こどもクラブ運営	保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に「適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら健全育成を図ります。クラブでは、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に備え、子どもが安心して過ごすことができ、子ども一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開します。	実施	→	→	→	→	教育委員会・学び育ち支援課

## ②子育てと仕事の両立推進に向けた啓発

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
ワークライフバランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、市民及び企業への周知・啓発を図ります。また、ライフデザイン支援にも取り組みます。	実施	→	→	→	→	こども未来部・こども政策課

## (5) 子どもが育ち・学び、社会で活躍するまち とよなか

この取り組みテーマに係る進捗状況は以下のとおりです。

ア. とよなかで育つ・学ぶ

①子どもたちが健やかに育ち、学べる環境づくり

細事業名称	内容	スケジュール					担当部・課
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
ICT環境整備事業	ICTを活用した指導方法の工夫改善や情報セキュリティの向上、校務の効率化等を推進するために、教職員の研修環境の整備を進めます。	実施	→	→	→	→	教育委員会・教育センター
ICT活用推進事業	ICTを活用した指導方法の工夫改善や児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、教職員研修を実施します。またICTを活用するための学校支援やソフトウェアの整備、教育情報の収集・整理等を行います。	実施	→	→	→	→	教育委員会・教育センター
とよなか地域子ども教室	各小学校区単位で実行委員会を設置し、週1回程度放課後や土日などの休日に子どもたちが地域の大人と交流しながら、学習やスポーツ、文化活動など地域の特性を活かした取り組みを行います。また、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後こどもクラブとも連携し、一体的な運営をめざすことで、子どもの居場所づくりの充実に取り組みます。	実施	→	→	→	→	教育委員会・学び育ち支援課
家庭児童相談事業	「こども総合相談窓口」及び「とよなかっ子ダイヤル（こども専用フリーダイヤル）」を365日24時間体制（市役所閉庁日や閉庁時間の相談を市が誘致した児童養護施設設置事業者に委託）で、子どものことや子育てに関する悩みや不安、子ども自身の友人や家族関係等の相談を受け、保護者や子どもを支援します。	実施	→	→	→	→	こども未来部・こども相談課

イ. 安心して働く

①就労支援の充実

細事業名 称	内容	スケジュール					担当部・ 課
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
就労支援事業	<p>○就労相談及び生活困窮者自立支援事業を実施します。</p> <p>○就労実現に向けた就労準備支援事業や能力向上のための講座、事業所内体験実習等を実施します。</p> <p>○地域就労支援事業推進会議及びくらし再建パーソナルサポート事業連絡会を開催します。</p>	実施	→	→	→	→	市民協働部・ くらし支援課
雇用創出事業	<p>就業経験の少ない若者、ひとり親家庭の母親、結婚・出産等で離職した女性、常用雇用を希望する女性、メンタル的な不安を抱えながら再就職を希望する人などを対象に就労支援を行うとともに、地元企業に就職し、継続的に働き続けられる環境づくりに取り組みます。</p>	実施	→	→	→	→	市民協働部・ くらし支援課
若者支援事業	<p>○若者支援総合相談窓口（子ども・若者育成支援推進法に基づく指定支援機関の指定）を設置し、相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>○豊中市子ども・若者支援協議会の運営を通して、相談から社会的自立に向けた切れ目のない支援を実現するネットワークを構築します。</p> <p>○講習会の開催により支援者の技術向上を図ります。</p>	実施	→	→	→	→	市民協働部・ くらし支援課

出典)『第4次豊中市総合計画 前期基本計画 実施計画(2020年度版)』

本市では、歳入の源泉の涵養にかかる5つの取組みテーマについて、それぞれ第4次豊中市総合計画に沿って、着実に取組みを進めました。その取組効果(人口一人当たり市税収入・自主財源)は以下のとおりであり、詳細は第3章に記載しますが、ともに上昇傾向にあります。

人口一人当たり自主財源（決算値）

（単位：円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口一人当たり市税収入	162,680	166,250	166,253	168,441	167,811	169,448
人口一人当たり自主財源（市税除く）	20,969	28,690	29,165	30,189	24,165	24,516
人口一人当たり自主財源（合計）	183,649	194,940	195,418	198,630	191,975	193,963

本市の基本政策及び第4次豊中市総合計画などに基づいて施策を行い、PDCA マネジメントシステムに基づき計画、実施、評価、改善を積み重ねてきた結果、取組効果は上昇傾向にあるため、歳入の源泉の涵養に係る考え方については今後とも引き継いでいくものの、この章に係る基本方針のあり方については、長期的なスパンで歳入の源泉の涵養に向けて本市として進めていく事項を記載し、進捗管理を行うことができるものとしていくなど、引き続き工夫していく必要があります。

### 第3章 めざすべき方向

#### (1) 人口一人当たり市税収入の増加

#### (2) 人口一人当たり自主財源の増加

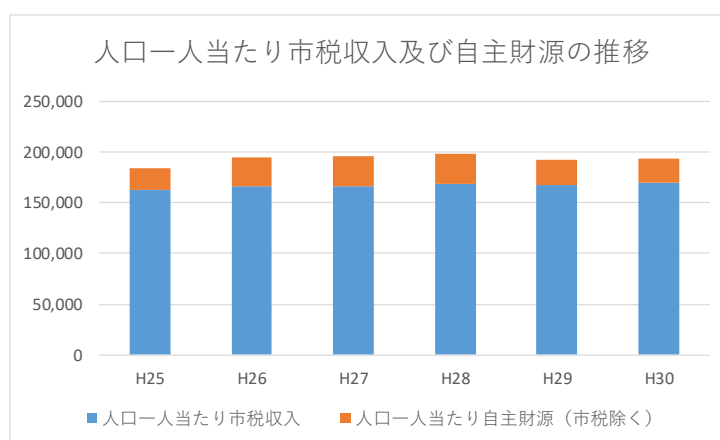
基本方針では、「人口一人当たり市税収入」及び「人口一人当たり自主財源」の増加をめざして歳入確保に係る取組みを推進してきました。

自主財源は、そのほとんどを市税が占めるため、多分に景気動向の影響を受けています。また、市税を除く自主財源は、繰入金が必要な割合を占めています。

人口一人当たり自主財源（決算値）

（単位：千円。ただし一人当たり数値は円、住基人口は人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口一人当たり市税収入	162,680	166,250	166,253	168,441	167,811	169,448
人口一人当たり自主財源（市税除く）	20,969	28,690	29,165	30,189	24,165	24,516
人口一人当たり自主財源（合計）	183,649	194,940	195,418	198,630	191,975	193,963
自主財源額	73,480,525	78,172,363	78,759,267	80,244,579	77,937,005	78,864,113
うち地方税	65,090,732	66,667,598	67,004,888	68,048,631	68,126,796	68,896,184
人口（1月1日現在住基人口）	400,114	401,007	403,030	403,991	405,974	406,593



出典）総務省『地方財政状況調査』

まず、平成25年度以降、地方税収入の決算額は、平成30年度まで上昇を続けています。また、住民基本台帳人口についても、平成25年度以降、上昇を続けています。人口一人当たり市税収入については、平成29年度のみ、人口の伸びの方が地方税収入の伸びと比べて大きかったため減少しておりますが、平成30年度は平成25年度以降最高値になるなど、おおむね望ましい方向で推移しています。ただし、法人市民税などは多分に景気動向の影響を受けるため、そのことに留意する必要があります。



次に、自主財源合計額の推移について、平成 28 年度がピーク（802 億円）となっており、平成 25 年度が最小値（735 億円）、それ以外の年度は 770 億円から 780 億円で推移しています。このうち、金額が年度によって大きく変動している項目は繰入金であり、繰入金を除いた数値は以下の表のとおりです。

（単位：千円。ただし一人当たり数値は円、住基人口は人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
自主財源合計	73,480,525	78,172,363	78,759,267	80,244,579	77,937,005	78,864,113
繰入金	250,336	3,225,024	4,521,298	5,373,298	1,665,995	2,232,355
自主財源合計（繰入金除く）	73,230,189	74,947,339	74,237,969	74,871,281	76,271,010	76,631,758
人口（1月1日現在住基人口）	400,114	401,007	403,030	403,991	405,974	406,593
人口一人当たり自主財源（繰入金除く）	183,023	186,898	184,200	185,329	187,872	188,473

平成 25 年度は繰入金が 2 億 5 千万円に対し、平成 28 年度は 53 億 7 千万円と、金額にして約 21 倍の数値となっています。これは、当初予算編成時に財源対策として繰り入れた財政調整基金繰入金や減債基金繰入金、公共施設等整備基金を、決算状況に応じて取り崩すかどうかを年度末に判断していることによるものです。

繰入金を除いた自主財源合計の推移については、平成 27 年度のみ減少しているものの、概ね上昇傾向で推移しており、総括の期間内では平成 30 年度が最高値となっています。

費目ごとに比較した数値は以下のとおりです。

人口一人当たり自主財源の状況（平成30年度）

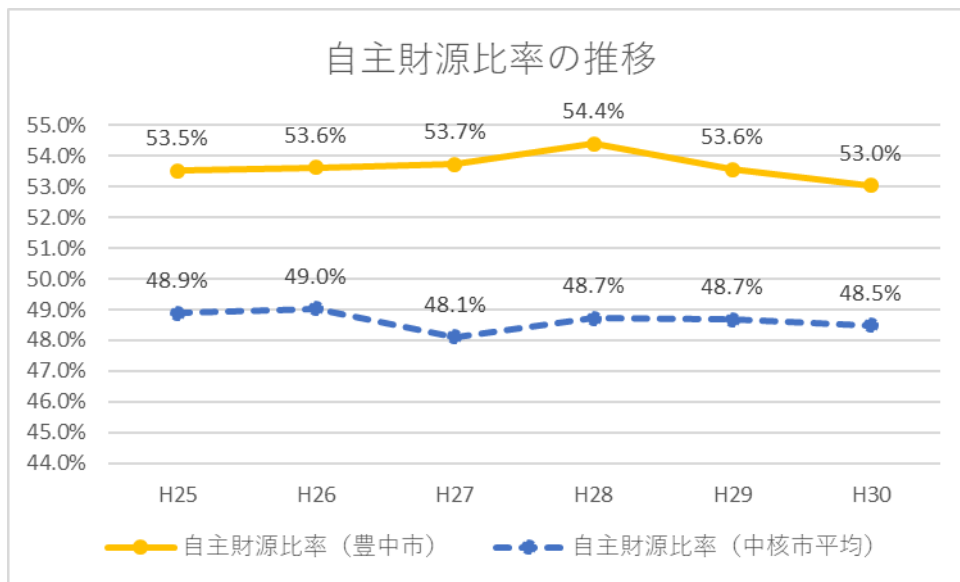
（単位：円）

	地方税	分担金・負担金	使用料	手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	合計
豊中市	169,448	4,567	5,694	757	1,113	120	5,490	6,774	193,963
中核市平均	156,225	3,576	6,557	2,372	2,220	814	8,235	12,973	192,972
差額	13,223	991	△ 863	△ 1,615	△ 1,107	△ 694	△ 2,745	△ 6,199	991

人口一人当たり自主財源で比較すると、豊中市と中核市平均は概ね同額となっています。一方、費目ごとに比べると、豊中市が大きく上回っている費目は地方税で、手数料や諸収入などについては、中核市平均の方が上回っています。そのため、差が発生している原因について調査すると同時に、今後とも自主財源の増額に向け引き続き取組みを行っていく必要があります。

### (3) 自主財源比率の堅持

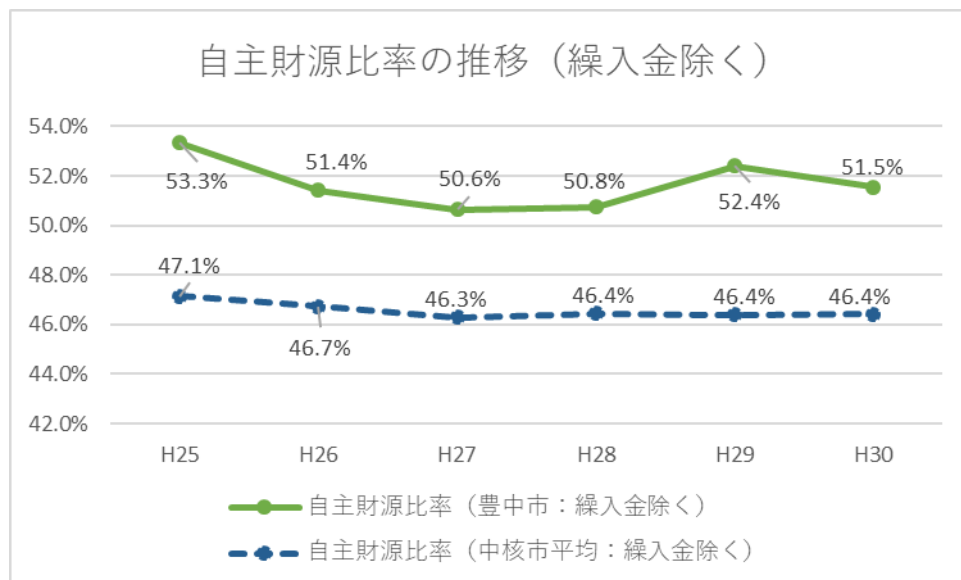
自主財源比率の推移及び中核市平均との比較については下記の表のとおりです。



出典) 総務省『地方財政状況調査』

『財政状況類似団体比較カード』より算定

続いて、繰入金を除いた自主財源比率の推移及び中核市平均との比較については下記の表のとおりです。



出典) 総務省『地方財政状況調査』

『財政状況類似団体比較カード』より算定

繰入金を含めた場合、及び繰入金を除いた場合のどちらの場合においても、中核市平均と比べて本市の自主財源比率は中核市平均を上回る比率を堅持することができています。なお、自主財源比率については他の国庫支出金等の状況により大きく変動する可能性があることから、中核市平均との比較で検討しています。

## 第4章 取組期間及び推進体制

### (1) 取組期間

### (2) 推進体制

基本方針の中間総括及び中間見直しを行った平成28年度以降、庁内照会を行ったうえで、総務担当課長会（第2部）を活用してこの基本方針に基づく取組みの総合調整及び進行管理を行ってきました。また、研修などの場面を活用した全庁的な意識啓発については、新規採用職員ステップ研修や係長級昇格前研修、新任課長級研修など、庁内のさまざまな研修の機会を活用してこの方針の周知・啓発に取り組みました。

この総務担当課長会を活用した基本方針に基づく取組みの総合調整及び進行管理については、引き続き継続していく必要があります。なお、全庁的に庁内会議にかかるコストを見直すという動きの中で、基本方針で定めた専門の推進会議ではなく総務担当課長会（第2部）を活用してきました。

続いて、研修などの場面を活用した全庁的な意識啓発については、基本方針は庁内横断的にどこの部局においても必要とされる内容を記載していること、またどの部局においても主体的に取り組む必要があることから、引き続き庁内の研修や出前講座など、さまざまな機会を活用して取組みを進めていく必要があります。

## おわりに 総括を踏まえたその後の基本方針の取扱いについて

これまで、平成28年3月に改定した歳入確保に係る基本方針について各章及び各節ごとに見直しを図ってきました。以下、主なポイントをまとめました。

### 歳入確保の必要性

当初予算における経常収支比率95%以下の達成については、策定以降継続して当初予算・決算ともに達成していることから、この目標についてはクリアしてきたと考えられます。その一方で、少子高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増大、及び市有施設老朽化による施設更新需要の増大など、中長期的に見ると今後必要とされる費用は増加していくことが予測されます。そのため、今後とも引き続き歳入確保に取り組み、中長期的視点を踏まえた財務マネジメントに取り組む必要があります。

### 歳入確保の取組み

基本的な考え方について、基本方針を策定し、これまで7年間、この方針に基づいて取組みを進め、一定の効果を上げてきたことから、基本的な考え方については今後とも引き継いでいくことが望ましいと考えられます。一方、「既存の歳入の確保」「新たな歳入の創出」「歳入の源泉の涵養」という枠組みについては見直しを行い、今後歳入確保を進めていく中でより効果的な枠組み及び取組テーマについて検討していきます。

「既存の歳入の確保」について。市の基幹収入である市税や国民健康保険料などは、引き続き課税・賦課の適正化、徴収実績の向上に向けて取組みを進める必要があります。また、公の施設の使用料及び手数料に係る受益者負担の適正化についても、自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化することから、定期的な見直しを行っていく必要があります。市有施設の有効活用については、公共施設等総合管理計画に沿った施設の再編などを進めていくものの、そのためには多額の財源を要することから、財源の確保については公共施設等適正管理推進事業債など有利な起債の活用に加え、公民連携も含めた多様な手法の検討・利用に取り組む必要があります。

「新たな歳入の創出」について。有料広告・自動販売機・ネーミングライツなど市有資産の活用に関しては、歳入確保に資するものの多大な労力を必要とするものもあり、費用対効果のバランスを図りつつ取組みを進める必要があります。また、公有財産の貸付について、民間のノウハウを活用しながら使用許可や貸付を積極的に行うなど、引き続き検討を進める必要があります。寄附金収入について、ふるさと納税の返礼品を拡充したことなどもあり増加基調にあることから、引き続き寄附文化の醸成に向けた取組みを継続すると同時に、寄附専用ポータルサイトの設置及びガバメントクラウドファンディングなど、寄

附者の意向に沿うような仕組みづくりを検討する必要があります。さらに、令和元年度にはソーシャル・インパクト・ボンドの手法を活用して「とよなか卒煙プロジェクト」を実施しました。今後とも、引き続き新たな歳入の創出に取り組む必要があります。

「歳入の源泉の涵養」について。この考え方については、税収の分析などを通じた喫緊の課題に重点対応し、因果関係が説明可能な取組みテーマを設定することを検討する必要があります。

### **めざすべき方向**

総括策定時の令和2年度当初では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動を自粛していることなどから、今後市税収入の減少などが見込まれます。目標を定め、その目標の達成に向けて取組みを進めていくことは重要であるものの、人口一人当たり市税収入及び自主財源は、景気動向に大きく左右されることに留意する必要があります。また、市の歳入の約半分を占めている、特定財源の確保についても同様に取り組む必要があります。さらに、人口一人当たり費目で比較して、本市は中核市平均と比べて手数料や諸収入が下回っていることから、原因について調査すると同時に、自主財源の増加に向けた取組みを行っていく必要があります。

### **取組期間**

現行の基本方針は平成24年度から平成32年度（令和2年度）までの9年間となっています。今後見直しを行うにあたり、歳入確保に係る取組みを地道に積み重ねていく必要がある反面、取組期間が長すぎると国の方針及び外部環境の変化などに迅速に対応することが困難となるため、5年間程度が一定妥当な期間と考えられます。ただし、市の大きな方針が変更されるなど、歳入を取り巻く環境の大きな変化があった場合には、取組期間の満了を待つことなく柔軟に対応する必要があります。また、推進体制について、業務負担とのバランスに配慮しつつ、引き続き全庁的な意識啓発にも取り組む必要があります。

総括を行っている令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、今後の歳入の大幅な減少が見込まれている一方で、感染症の影響を受けている市民の暮らしを守るため、大規模な支援策を矢継ぎ早に打ち出しており、歳入確保の必要性はますます高まっている状況です。また、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加及び市有施設の老朽化に伴う経費の増加など、今後歳出予算については増加していくことが見込まれています。このような状況を打開するためには、歳出面での取組みとともに、歳入確保に係る方針を改定したうえで、新しい方針に沿った歳入確保に係る取組みを進めることが不可欠です。そのため、歳入確保に係る基本方針の総括を行った後、引き続き今後の歳入確保の道筋を示していくための新たな方針の策定を行います。

『歳入確保に係る基本方針（改定）の総括』

令和2年（2020年）9月

（事務局）豊中市財務部財政課

【電話】06-6858-2124

【Fax】06-6858-3184

【E-mail】[zaisei@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:zaisei@city.toyonaka.osaka.jp) (lg.jp)